

送付先設定（新規・変更・取消）届出書

受付印

フリガナ		ウチコ タロウ									
氏 名		内子 太郎									
生 年 月 日		昭和 7 年 7 月 7 日									
住 所 (方書・施設名等)		喜多郡内子町平岡甲 1 6 8 番地									
被保険者番号		国民健康保険		1		1					
		後期高齢者医療保険		0		2					
		介 護 保 険		0		0		3		3	
設定区分	国民健康保険	後期高齢者医療保険		町税		介護保険		障がい福祉		水道・下水道	
	☒	☒ 全ての通知		☒ 全ての通知		☒ 全ての通知		☒ 障がい福祉事業に関する全ての通知		☒ 水道料金・下水道使用料関係 ※お客様番号を記載 ()	
	国民健康保険事業に関する全ての通知	☐ 資格管理 ☐ 賦課管理 ☐ 収納管理 ☐ 給付管理		☐ 個人住民税 ☐ 固定資産税 ☐ 軽自動車税 ☐ 国民健康保険税		☐ 受給管理 ☐ 納付管理 ☐ 給付管理					
		住民課		税務課		保健福祉課				上下水道対策班	

介護保険の設定区分の詳細は次の通りです

- ・受給管理
介護保険被保険者証 介護保険認定勸奨通知書・結果通知
介護保険負担割合証
介護保険負担限度額決定通知書・認定証
- ・納付管理
介護保険料決定(変更)通知書・納付通知書・納付書
- ・給付管理
介護保険高額介護サービス費支給申請・決定通知書

送付先	住 所 (方書・施設名等)	〒 7 9 1 - 3 3 9 2 喜多郡内子町内子 1 5 1 5 番地	
	フリガナ	ウチコ ハナコ	対象者との続柄
	宛名氏名	内子 花子 様方	長女
	電話番号	0 8 9 3 - 4 4 - 2 1 1 2	

事 由	☒ 新規設定 ☐ 変更届出 ☐ 取消届出
申 請 理 由	高齢に伴い、文書管理が必要になったため

内子町長 様 愛媛県後期高齢者医療広域連合長 様
裏面を確認のうえ、上記のとおり送付先設定（新規・変更・取消）を届出します。
また、この届出による情報は、関係する所管課職員で共有することに同意します。

令和8年6月30日

住 所 喜多郡内子町平岡甲 1 6 8 番地

届 出 者 氏 名 内子 太郎

連絡先 （電話） 0 8 9 3 - 4 4 - 2 1 1 1

<本人確認>
☒ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード
☐ 資格確認書 ☐ その他（身障手帳）
備考：

原本保管	☐ 国保 ☐ 後期 ☐ 町税 ☒ 介護 ☐ 障がい ☐ 水道	
受 付	入 力	広域確認

☒ 原本と相違ないことを証明する。㊞

《 注 意 事 項 》

- (1) 届出をしても、年齢未到達等の理由により届出時点でその業務に該当しなかった場合は、送付先が変更されないことがあります。その場合は、該当した時点で改めて届出をお願いします。該当した時点で自動的に送付先変更を行うものではありませんので、ご注意ください。
- (2) この届出の内容によっては、担当課からお問い合わせをする場合があります。
- (3) 変更の届出の場合、以前にチェックされた送付先変更希望項目と異なる場合は、最新の届出内容で登録を行いますので、チェック漏れがないように記載をお願いします。
- (4) 届出した日から、実際に送付先の変更が完了するまでに数日かかることがあります。その場合、変更になる前の住所等に通知が送付されることがありますので、ご了承ください。
- (5) 後見人等の転居で送付先が変更になった場合などは、その旨の届出(変更)をお願いします。
- (6) 未成年後見に関しては、この届出書の対象にはなりません。
- (7) この届出は、町の特定の事業に関する通知等の郵送先、及び注意事項(8)を登録するもので、後見人等が被後見人等に関する町の手続き全てを代理できるようになるわけではありません。
- (8) 後見人等への送付先登録の場合は、この届出により納税義務者(対象者)の後見人等になるものとみなします。また、以下の書類の添付が必要になります。

添 付 書 類	☐ 後見等登記事項証明書(発行日より3ヶ月以内のもの) ☐ 審判書謄本と審判確定証明書 ☐ 代理行為目録(保佐・補助・任意後見の場合) ☐ 届出人の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど) ☐ 委任状または後見人等の本人確認書類(後見人等と窓口に来た人が異なる場合) ☐ 委任契約及び任意後見契約に関する公正証書正本又は謄本(任意後見受託者で、委託契約を結んでいる場合) ☐ 法人の登記簿謄本(法人後見の場合)
------------------	--